

議長諮問事項に対する答申書（案）

平成25年5月2日に当議会運営委員会が諮問された件について、別添のとおり答申する。

平成26年11月21日

芽室町議会運営委員会
委員長 小椋孝雄

芽室町議會議長 広瀬重雄様

議会運営委員会の答申について(案)

平成25年5月2日付け議会第15号で廣瀬重雄議長から諮問のあった6項目について、当委員会では、今後の議会活性化及び議会改革を進め、「幅広い層が議員活動することができる環境整備」を前提に議論を行ってきた。

その議論にあたっては、平成25年度に当委員会が主催した議員研修会に講師として招いた議会サポーターの助言を前提とした。

議員研修会を通じての提言

1 神原 勝教授(議会サポーター・平成25年7月12日開催・議員研修会)
議員報酬額の協議に関して、「自動的に算出できる方式の開発が望ましい」として次の5点の提言があった。

- (1) 議員の活動日数を報酬に反映する。
- (2) 極端に高くなる基準は採用しない。
- (3) 基準と数字を示して説明できる方式を目指す。
- (4) 財政状況に配慮する。
- (5) 議会の活性化・改革をさらに進める。

2 江藤俊昭教授(議会サポーター・平成25年9月9日開催・議員研修会)
議員報酬額の協議に関して、「削減ありきの行政改革論議から入るものではない」とし次の6点の提言があった。

- (1) 他の市町村議会と横並びの議論はやめる。
- (2) 定数と報酬を切り離して考える。
- (3) 住民自治を充実するための条件として考える。
- (4) 多くの人が将来立候補し、議員活動しやすい条件として考える。
- (5) 削減の場合は、住民による政策提言・監視の支援を制度化する。
- (6) 自治を進める視点で住民とともに考える。

議会運営委員会では、平成25年5月2日から平成26年11月21日までの間に全員協議会を計12回開催し意見聴取しながら、計18回に及ぶ協議を行ってきた。さらに議会だよりも11回掲載し、その都度町民の皆様に意見・提案を呼びかけてきた。

この度、当委員会の協議結果をまとめ上げたので、次のとおり答申する。

答 申 書 (案)

平成26年11月21日

芽室町議会 議会運営委員会

答 申 事 項

- 1 芽室町議会議員定数について
議員定数については、16人とする。
- 2 芽室町議会委員会数等について
常任委員会数は2委員会とし、「総務経済常任委員会」及び「文教厚生常任委員会」とする。
委員数については1委員会8人とし、重複所属しないものとする。
- 3 芽室町議会議員の議員報酬について
議員、議長、副議長、委員長報酬額等は次のとおりとする。
期末手当については、4.1か月分を通年議会会期末の4月21日に支給する。

議員報酬額	・年額 3,284,400円 (月額 204,000円) ・期末手当額 836,400円
議長報酬額	・年額 4,926,600円 (月額 306,000円) ・期末手当額 1,254,600円
副議長報酬額	・年額 3,928,400円 (月額 244,000円) ・期末手当額 1,000,400円
委員長報酬額	・年額 3,606,400円 (月額 224,000円) ・期末手当額 918,400円

- 4 芽室町議会政務活動費について
政務活動費については、導入しないものとする。
- 5 芽室町議会の改革・活性化策について
 - (1) 議会政策形成サイクルの確立と運用
 - (2) 議員間討議（自由討議）の推進
 - (3) 議会ＩＣＴ（情報通信技術）の推進
 - (4) 議会図書室の充実化
 - (5) 災害時における議会体制の確立（議会業務継続計画）
 - (6) 予算決算特別委員会の設置

なお、政務活動費の導入、副委員長報酬の設定、予算決算常任委員会の設置については、議会活性化計画に盛り込み、協議を継続する。
- 6 議会基本条例の適宜改正について
 - (1) 議決事項の拡大として、議会基本条例第14条第2号に「芽室町庁舎建設基本計画」を追加する。

協議資料

協議順位

議会運営委員会では、議長の諮問事項の協議について、次の順を基本としながら、総合的に協議した

- 1 常任委員数・委員会数 2 議員定数 3 政務活動費
- 4 議会活性化策 5 議会基本条例の適宜改正 6 議員報酬

常任委員会委員数の評価・検証と設定

平成23年5月6日の臨時会（初議会）開催以降、当町議会は全16人の議員により、18件の議会改革・活性化策を推し進めてきた。

特に、前期2年間では議会基本条例の制定をはじめ、通年議会制の導入決定、全会議のインターネット中継・録画配信など議会運営面の改革を中心に据えて活動を展開してきた。

後期2年間では、「常任委員会の活性化」を大前提とし、町民の願いを汲み取り政策化するための政策形成サイクルの導入等を定着化することに、力を注いでいるところである。

これまでの3年間の常任委員会活動を評価・検証すると、道内町村議会のなかでも開催回数は極めて多く、積極的に調査活動を行ってきたといえる。

芽室町議会の常任委員会開催状況調査（H24.7.1～H25.6.30）

	構成	H25回数	H24回数	H23回数	3か年 平均回数
総務常任委員会	5人	31	20	18	23.0
厚生常任委員会	5人	25	18	15	19.3
経済常任委員会	5人	23	19	13	18.3
計	15人	79	57	46	60.7
道内平均	6.3人	17.5	17.7	16.4	17.2

（資料：町村議会実態調査／北海道町村議会議長会）

道内で常任委員会の開催が多い議会（H24.7.1～H25.6.30）

	構成	H 2 5	H 2 4	H 2 3	3か年 平均回数
1 俱知安町議会	15人	78	61	59	66.0
2 芽室町議会	15人	79(1)	57	46	60.7
3 鹿追町議会	11人	60	79(1)	40	59.6

(資料：町村議会実態調査／北海道町村議会議長会)

現在の常任委員会委員数の5人体制の下では、委員長が進行・調整に徹することから、実質4人の委員による協議となっている。議員の自己評価では、少人数だけを根拠とするものではないが、「活発な議論間討議がなされていない」という結果となり、委員が1名欠席した場合には、採決を延期するなど、支障を来たした実例はあった。

地方分権下における、最終意思決定機関としての議会の役割は、極めて重要なっている。議会運営には、一般的に本会議即決主義と委員会付託を経て審議するパターンがあるが、本町議会の委員会への付託件数をみると極めて少なく、本会議で即決するケースが多くなっている。委員会の活性化の観点からいえば、委員会への付託を通じ調査・協議を繰り返し、論点・争点を明らかにしながら、本会議において議会意思を決定することも求められる。

芽室町議会の審議方法（資料：町村議会実態調査集計表）（件数）

	H23	H24	H26	平均
本会議即決	98	132	149	126.3
常任委員会付託事件	0	0	1	0.3
特別委員会付託事件	29	0	0	9.7
議会運営委員会付託事件	0	0	0	0
計	127	132	150	136.3

十勝管内町村議会委員会委員数平均	6.3人
道内町村議会委員会委員数平均	6.3人
人口Dランク道内町村議会委員会委員数平均	7.4人
芽室町議会	5.0人

しかし、多様な意見を集約する観点からは、5人による委員会構成では、論点及び争点化することは難易度が高い。付託案件を増やし、十分な委員数による調査及び決定を行うためには、多様な意見を踏まえて討議できる委員数が必要であり、本会議に議件を戻した場合でも、より深みのある質疑及び採決に導くことが、最終的に住民の福祉向上に寄与することとなる。

当町議会は、委員会活動の活性化に力点を置くことを目指しており、委員数については、多様な意見を十分に討議できる人数とすべきと考え、その数は8人が妥当と考えるものである。

議員定数のあり方の前回協議経過

(平成22年1月25日「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」報告)

議員定数については、地方自治法上、人口区分に応じた上限定数が規定されているのみであり、議会として存立するための理論的な根拠は示されておりません。しかし、議員定数は議会を形成する上での最も基本となるものであり、単純に人口規模や財政状況だけで論ずるべきでないことは言うまでもない 것입니다。

本委員会では、地方分権に対応した本町議会にふさわしい議員定数の方向性を探るべく前述した項目の視点の審議を十分踏まえ、また、各種調査等を参考にしながら、慎重かつ真摯に論議を重ねてきたものであります。

議員定数の審議にあたっては、人口規模のほか、民意の反映、委員会機能の充実強化、議員報酬など議員の処遇環境、他町村の動向など様々な論点から論議を深めたものであります。

その結果、平成22年1月25日開催の委員会において、各委員から議員定数についての一定の考え方方が示されたところでありますが、「現状維持」、「削減すべき」と意見が大きく分かれたところであります。

各委員の討論は以下のとおりであります。

◆現状の議員定数を維持すべきと考える意見

・「住民から議員定数を減らすべきという声が出ているが、この背景には町財政の厳しさが強調されてきたことと議会・議員の活動を住民にお知らせする議会側の活動の弱さがあると考える。「議会は住民の代表として民主主義の重要な役割を担うもの」「議会で十分議論を行うためには一定の人数が必要」「議員の数が減れば、住民の声が町政に届きづらくなる」と考え、現状維持すべきものと考える。」

・「住民を代表する議会が幅広い知識・識見を持って十分な議論と検証を行うことが重要である。地方自治体の裁量権がよりいっそう増す中で、議会の機能を十分発揮することが強く求められる。幅広い住民の声を町政に活かすためにも議員定数は削減すべきではな

いと考える。」

・「恒常に事業の検証等を行うことは重要であり、これらを積極的に取り組んでいくためには一定の人数は必要である。現状維持にこだわるわけではないが、一つの会議には最低限の人数は必要であり、常任委員会数を3と決定した以上、議員定数は18人必要であると考える。」

・「議員定数を削減した自治体を調査しても、メリットはなくデメリットが多いという声が多かった。一つの委員会には最低6人の委員は必要である。多くの人が議会に出て活性化し、資質の向上を図るのが最善と考える。よって現状の18人が妥当であると考える。」

・「他の自治体は議員の成り手がないという状況の中、芽室町は定数以上の立候補者があり毎回選挙が行われている。このような状況で議員定数減というのはまだ早いと考える。よって議員定数は現状維持の18人が必要と考える。」

◆現状の議員定数を2名削減とする意見

・「一つの常任委員会が5名で行われている。今の状況を見ると5名でも機能を落とすということはない」と判断する。また町民からも定数減を望む声が大変多く、2名減が妥当と考える。」

・「町議に立候補した際、芽室青年会議所主催のフォーラムにおいて議員定数削減を表明したが、参加した現職議員も定数削減を表明したと記憶している。3年前の原点に帰つて考えていただきたい。町民は議員定数削減を強く望んでいる。議員定数削減こそが議会力、議員力を向上させる機会と考え、削減に賛成である。」

・「元々、議員は12人いれば大丈夫だと思っている。昭和54年当時は26人だった。8人減らして議会の運営上、支障があったとは認識していない。数が減っても議員の資質を向上させれば大丈夫である。議員一人当たりの住民の数を他の自治体と比べても議員定数は減らすべきだと考える。」

・「一つの委員会が5人でやっている現状をみると、委員会は最低5人で運営できると考える。ハードルが高く、入り口が狭いほど意欲のある人が議会に出てくると思う。よって議員定数は2減の16人が妥当であると考える。」

・「議会内の議論、町民の様々な意見、地方自治体のおかれている状況、他町村の動向等を勘案すると、議会機能を低下させないという大前提で、芽室町議会の定数は16人で良いと考える。昨年から実施している町民との意見交換会、各種団体との意見交換会を更に充実させることにより、定数減となても議会の活性化を図ることは可能であると考える。」

採決の結果、2名減とする委員が9名の過半数となり、委員会として、次期一般選挙から本町議会の議員定数を現行定数18名から2名減員し、16名とすることを決定したものであります。

常任委員会数

常任委員会の委員数を8人とした場合、現在の3常任委員会を保つためには、24人の議員が必要となるが、議員数を再び増員することは現実的とはいえない。したがって、3常任委員会を保つもう一つの方法として、重複所属を導入することが考えられる。

しかし、全国の先行事例でも重複所属を撤回しているケースや、議員活動のバランスを欠き、多忙さゆえに議員辞職を余儀なくされたケースも見受けられ、議会運営や活動に支障を来す懸念がある。

これらの理由から、本町議会においては、2常任委員会の設置が望ましいものとし、現在の3常任委員会の所管事務を組み替えるべきと考える。

現時点においては、事業関連性を重視し、総務常任委員会所管の文教部門（学校教育・社会教育）と総務部門（総務・企画財政・税等）を分け、文教部門を子ども・子育て部門及び健康づくり等に密接に関わることから厚生常任委員会の所管に加え、「文教厚生常任委員会」を想定する。

また、総務部門のうち防災施設整備・新エネルギー推進・地域交通整備等が産業及び建設業務に大きく関わることから、経済常任委員会の所管に加え、「総務経済常任委員会」を想定するものである。

議員定数

議員定数については、常任委員会委員数を8人、常任委員会数を2とし、重複所属をしないことから16人とすべきである。

なお、本町の議員1人あたりの人口は、1,203人であり（平成26年7月31日現在）、全道（632人）・道内同規模（1,063人）・管内平均（800人）を比較しても上回っている。

また、本町議会の付議事件総計では、3年間の平均で136.3件であり、全道（96.3件）・道内同規模（117.8件）・管内平均（106.8件）を比較しても大きく上回っている。

これらのことから、道内の中では比較的少ない議員数で、多くの議件をと審議する議会であるといえ、地方分権が進展していくことを考えると、これ以上の減数をすべきではないものと考える。

議員 1 人あたりの人口数調査

区分	町村数	平均 議員数	該当町村	議員数	人口 (H26.7.31)	議員 1 人 あたりの人口
十勝 管内	18	12.6		226	180,773	800
道内 D	7	16.9	芽室町	16	19,252	1,203
			当別町	17	17,360	1,021
			森町	16	17,162	1,073
			八雲町	16	17,918	1,120
			俱知安町	16	15,296	956
			白老町	15	18,484	1,232
			別海町	18	15,656	870
			D ランク計	114	121,128	1,063
全道	144	11.4		1,631	1,030,818	632

※全道及び十勝管内人口数は平成 26 年 1 月 1 日現在の数値

付議事件数の調査

区分	町村数	該当町村	議員数	議件数			
				H23	H24	H25	3 年平均
十勝 管内	18		226	109.0	103.8	107.6	106.8
道内 D	7	芽室町	16	127	132	150	136.3
		当別町	17	84	58	64	68.7
		森町	16	116	132	105	117.7
		八雲町	16	131	139	131	133.7
		俱知安町	16	125	114	130	123.0
		白老町	15	123	126	118	122.3
		別海町	18	114	118	136	122.7
		D ランク	114	113.3	117.0	119.1	117.8
全道	144		1,631	97.2	93.7	97.8	96.3

3年間の常任委員会の所管事務調査調べ

総務常任委		H23	H24	H25	平均	
所管事務事業数	250					
所管事務調査件数		26	31	27	28	
内訳						
(総務課)	72	15	10	12	12.3	
(企画財政課)	48	4	10	8	7.3	
(税務課)	9	1		2	3.4	
(出納課)	3					
(学校教育課)	51	3	6	4	4.3	
(社会教育課)	55	3	5	1	3.0	
(消防署)	5					
(監査委員事務局)	1					
(議会事務局)	6					
委員会開催回数		18	26	26	23.3	

厚生常任委		H23	H24	H25	平均	
所管事務事業数	228					
所管事務調査件数		23	30	19	24	
内訳						
(住民生活課)	58	3	5	1		
(保健福祉課)	108	11	11	10		
(子育て支援課)	39	7	10	4		
(公立芽室病院)	23	2	4	4		
委員会開催回数		15	23	26	21.3	

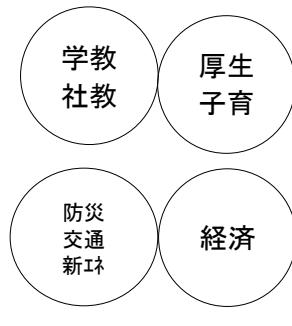
経済常任委		H23	H24	H25	平均	
所管事務事業数	178					
所管事務調査件数		13	28	25	22	
内訳						
(農林課)	52	4	9	9	7.3	
(商工観光課)	37	2	5	6	4.3	
(農業委員会)	12				0	
(建設都市整備課)	50	4	9	6	6.3	
(水道課)	27	3	5	4	4.0	
委員会開催回数		13	20	23	18.6	

3常任委員会計		H23	H24	H25	平均	
所管事務事業数	656					
本会議議件数		127	132	150	136.3	
所管事務調査件数		62	89	71	74	
委員会開催回数		46	69	75	63.3	

常任委員会構成のシミュレーション

**1
総務分割**

事業関連性



事務事業数

【厚生・文教】

$$\cdot \text{厚生常任委員会 (228)} + \text{文教 (学校教育・社会教育 106)} = 334$$

【総務・経済】

$$\cdot \text{総務常任委員会 (258 - 106)} + \text{経済常任委員会 (178)} = 330$$

調査件数

【厚生・文教】

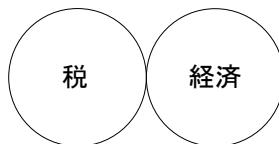
$$\cdot \text{厚生常任委員会 (24)} + \text{文教 (学校教育・社会教育 7)} = 31$$

【総務・経済】

$$\cdot \text{総務常任委員会 (28 - 7)} + \text{経済常任委員会 (22)} = 43$$

**2
経済分割 1**

事業関連性



事務事業数

【総務・産業】

$$\cdot \text{総務常任委員会 (250)} + \text{産業 (農林・商観・農委 101)} = 351$$

【厚生・建設】

$$\cdot \text{厚生常任委員会 (228)} + \text{建設・水道 (77)} = 305$$

調査件数

【総務・産業】

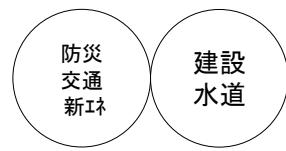
$$\cdot \text{総務常任委員会 (28)} + \text{産業 (農林・商観・農委 12)} = 40$$

【厚生・建設】

$$\cdot \text{厚生常任委員会 (24)} + \text{建設・水道 (10)} = 34$$

3 経済分割 2

事業関連性



事務事業数

【総務・建設】

$$\cdot \text{総務常任委員会 (250)} + \text{建設・水道 (77)} = 327$$

【厚生・産業】

$$\cdot \text{厚生常任委員会 (228)} + \text{産業 (農林・商観・農委 101)} = 329$$

調査件数

【総務・建設】

$$\cdot \text{総務常任委員会 (28)} + \text{建設・水道 (10)} = 30$$

【厚生・建設】

$$\cdot \text{厚生常任委員会 (24)} + \text{産業 (農林・商観・農委 12)} = 36$$

管内、道内、全国議会の定数等（平成 26 年 4 月 1 日現在）

人口区分	町村名	定数	会派	複数所属	委員会名と定数		
D	芽室町	16			総務 6	厚生 5	経済 5
E	音更町	22	○		総務文教 8	経済建設 7	民生 7
E	幕別町	20	○		総務文教 7	民生 7	産業建設 6
B	士幌町	12			総務文教 6	産業厚生 6	
B	鹿追町	11		○	総務文教 6	産業厚生 5	広報広聴 10
B	新得町	12			総務厚生 6	産業文教 6	
B	清水町	13			総務文教 7	産業厚生 6	
B	広尾町	13	○		総務 7	産業 6	
B	本別町	12			総務 6	産業厚生 6	
B	大樹町	12			総務 6	経済 6	
A	陸別町	8		○	総務 6	産業 6	
B	上士幌町	11			総務文教厚生 6	産業経済建設 5	
A	豊頃町	9		○	総務文教 6	産業厚生 6	
B	池田町	13			総務産業 7	文教厚生 6	
A	中札内村	8		○	総務 5	産業 5	
B	足寄町	13		○	文教厚生 6	総務産業 6	広報広聴 12
A	更別村	8		○	総務厚生 6	産業文教 6	
B	浦幌町	13			産業建設 6	総務文教厚生 7	
18	十勝平均	12.6	3	6	6.3		

道内 D	7 町村	16.9	4 町村	3 町村	7.3		
全道	144 町村	11.4	21 町村	37 町村	6.3		

政務活動費

政務活動費については、地方自治法第100条第15項及び第16項の規定により、実施にあたっては交付の対象、額及び交付の方法等を条例で定める必要がある。全国的に、個人的な活動や政党活動に使用する事に関するチェック機能を果たせず、住民からさまざまな指摘を受け、訴訟に発展するようなケースも見られる。

導入にあたっては、視察調査費及び広報・広聴費など議員活動の支出が大部分を占めることや公私の区別の判断が困難なケースも想定される。

本町議会には会派がなく、議員個々への支給となること、さらにチェック機能の制度設計の困難さなどを総合的に考えると、現段階においては、政務活動費の導入は見送るべきものと考える。

政務活動費の根拠

地方自治法第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政務活動費のあり方の前回協議経過

- 議会研修を強化することにより、政務調査（活動）費の導入は見送っている。
- ・財政的な問題はあるが、門戸を閉ざすのはどうかとして今後も、平成15年度の議論を踏まえ海外派遣事業の是非について協議を行う（平成22年11月12日決定）。
 - ・研修のあり方全般から協議を開始する（H24）。
 - ・議員研修要綱を策定（H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運決定）。H24補正予算に議員研修費提案。

(参考資料) 管内、道内、全国の政務活動費の比較

人口団体区分	町名	一人当たりの交付額 (月額換算)	支給対象	支給方法
E	音更町	8,333 円	会派	1 年
B	鹿追町	10,000 円	議員と会派	4 半期

人口団体区分	町名	一人当たりの交付額 (月額換算)	支給方法	支給方法
A	京極町	10,000 円	議員	半年
A	上川町	10,000 円	議員	1 年
A	下川町	10,000 円	議員	毎月
B	福島町	5,000 円	議員	1 年
B	上ノ国町	10,000 円	議員	1 年
B	南幌町	5,000 円	議員	1 年
B	東神楽町	6,667 円	議員	1 年
B	東川町	13,333 円	議員と会派	1 年
B	美深町	13,000 円	議員と会派	1 年
C	長沼町	8,000 円	議員	1 年
C	※栗山町	8,000 円	議員	1 年
D	当別町	8,000 円	議員	1 年
E	美幌町	13,000 円	議員	1 年
E	釧路町	15,000 円	議員と会派	1 年
16 町村平均	議員	8,600 円	議員 11 町村	1 年 13 町村
	会派	8,333 円	議員および会派 4 町村	半年 1 町村
	議員および会派	11,866.7 円		四半期 1 町村
	平均	10,020.8 円	会派 1 町村	毎月 1 町村
全国平均	議員	8,924 円	議員 96 町村	1 年 121 町村
	会派	9,292 円	議員および会派 56 町村	半年 47 町村
	議員および会派	8,373 円	会派 30 町村	四半期 8 町村
	平均	8,815 円		毎月 1 町村

・せたな町、苦前町、むかわ町、広尾町の 4 町が新規制定を検討中 (H25)。

※栗山町議会は 20,000 円に引き上げを決定。

議員報酬額

議員報酬は、「地方公共団体の議会の議員、委員会の委員等の非常勤の職員が行う勤務に対する反対給付（一定の役務の対価）」とされる。地方自治法では、長、常勤の職員、常勤の監査委員等に対して支給する「給料」と区別され、普通地方公共団体は、議員報酬を支給しなければならないものとされている。

議員報酬は、市町村で条例により自主的に定め得るもの（日額・月額・年額）であり、ほとんどの市町村が月額制を選択している。また、条例で定めることにより議員に対し、期末手当を支給することができることとされている。

1 当町の議員報酬額の現状と協議経過

議員報酬額は、一般的に報酬月額をもって町村間の比較がなされることが多い。

しかし、期末手当支給率によって、報酬年額が大きく左右されることから、議会改革諮問会議の答申でも、議員の年間活動量を基本に報酬年額を協議する必要性を述べられている。

本町の報酬月額 198,000 円は、全国平均 209,854 円を下回っているものの、全道平均 175,273.9 円、道内人口区分同規模町村平均 195,225.7 円、十勝管内 181,500 円をいずれも上回っている。十勝管内では、音更町 235,000 円、幕別町 212,000 円に次いで 3 番目の位置である。

一方、本町の報酬年額 2,970,000 円は、全国平均 3,187,682 円、道内人口区分同規模町村平均 3,083,166 円を下回り、十勝管内でも音更町、幕別町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、広尾町に次いで、8 番目の位置に転じる。これは本町の期末手当支給率が 3.0（十勝平均 3.95）と管内最低に起因するものである。

議員報酬の変遷

年月日	報酬月額（円）				期末手当 (支給率)	町長給与 (円)	町長給与 に対する 比率(%)
	議長	副議長	委員長	議員			
H8.4.1	330,000	264,000	236,000	211,000	2.2・3.00	935,000	22.6
H17.4.1 ～ 現在	278,000	238,000	214,000	198,000	1.0・2.0	795,000 787,000	24.9 25.1

議員報酬額の町村比較（H26.10.31 現在）（単位:円）

区分	茅室町	十勝管内 平均 (18 町村)	道内平均	全道 D 区分 平均 (7 町村)	全国平均	全国 D 区分 平均 (136 町村)
月額	198,000	181,167	175,273.9	195,225.7	209,854	229,738
年額	2,970,000	2,910,776	2,783,086.6	3,083,166.0	3,187,682.3	3,473,638.6

議員報酬額のあり方の前回協議経過

- ・ H12.3
任期途中の辞任及び役職交代の際の月額報酬は、日割支給とする。
- ・ H17.2.2
H17・18 年度に限り 20%程度の年間報酬削減を決定。報酬月額を 10%削減。期末手当の支給を 3.0 か月とし、役職加算は廃止（H17）する。
- ・ H19.4.1
H17・18 年度の 2 年間削減（時限立法）を H19 から本実施する。
- ・ H22.11.12
現状維持を確認。
- ・ H20.6.23
「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。
- ・ H22.1.25
幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬額を維持する。

上記の経過が示すように当町議会議員の報酬額については、行政改革の一環として議員定数と報酬額を切り離さずに議論をしてきたといえる。報酬額においては、平成 17 年度に削減して以来、同額で今日に至り、平成 23 年度の議員選挙においては、2 名減員を決定するに至っている。

十勝管内の議員報酬等（平成 26 年 10 月 31 日現在・改正後）

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	役職 加算	
D	芽室町	278,000 4,170,000	238,000 3,570,000	214,000 3,210,000	198,000 2,970,000	3.00	0	787,000
E	音更町	351,000 5,598,450	275,000 4,386,250	244,000 3,891,800	235,000 3,748,250	3.95	0	859,000
E	幕別町	323,000 5,151,850	258,000 4,115,100	231,000 3,684,450	212,000 3,381,400	3.95	0	830,000
B	士幌町	310,000 4,944,500	245,000 3,907,750	218,000 3,477,100	195,000 3,110,250	3.95	0	766,000
B	鹿追町	290,000 4,897,375	227,000 3,833,463	204,000 3,445,050	183,000 3,090,413	4.25	0.15	750,000
B	新得町	296,000 4,765,600	233,000 3,751,300	208,000 3,348,800	188,000 3,026,800	4.10	0	766,000
B	清水町	275,000 4,523,750	219,000 3,602,550	195,000 3,207,750	183,000 3,010,350	4.45	0	700,000
B	広尾町	294,000 4,748,100	235,000 3,795,250	210,000 3,391,500	185,000 2,987,750	4.15	0	667,000
B	本別町	292,000 4,657,400	230,000 3,668,500	204,000 3,253,800	185,000 2,839,100	3.95	0	747,000
B	大樹町	270,000 4,306,500	215,000 3,429,250	192,000 3,062,400	175,000 2,791,250	3.95	0	684,000
A	陸別町	286,000 4,533,100	217,000 3,439,450	192,000 3,043,200	175,000 2,773,750	3.85	0	680,000
B	上士幌町	261,000 4,897,375	210,000 3,473,925	187,000 3,093,448	165,000 2,929,513	3.95	0.15	740,000
A	豊頃町	253,000 4,185,253	203,000 3,358,128	181,000 2,994,193	160,000 2,646,800	3.95	0.15	720,000
B	池田町	258,000 4,115,100	204,000 3,253,800	178,000 2,839,100	161,000 2,567,950	3.95	0	698,000
H27.5 ～改正		296,000 4,721,200	234,000 3,732,300	204,000 3,253,800	185,000 2,950,750	3.95	0	732,000
A	中札内村	254,000 4,038,600	201,000 3,195,900	179,000 2,846,100	161,000 2,559,900	3.90	0	698,000
B	足寄町	275,000 3,300,000	231,000 2,772,000	220,000 2,640,000	209,000 2,508,000	0	0	740,000
H26.4 ～改正		278,000 4,434,100	231,000 3,684,450	197,000 3,142,150	179,000 2,855,050	3.95	0	740,000
A	更別村	242,000 3,859,900	193,000 3,078,350	173,000 2,759,350	152,000 2,424,400	3.95	0	690,000 △5.79%
B	浦幌町	220,000 3,487,000	181,000 2,868,850	165,000 2,615,250	145,000 2,298,250	3.85	0	626,000
	十勝平均	281,611 4,551,114	224,722 3,605,043	199,889 3,206,675	181,167 2,910,776	3.947		771,111

2 議員報酬額の算定方法の選択

議員報酬額については、一般的に報酬月額で検討する傾向にあったが、年額を協議・検討することとしたものである。

議員報酬の算定方法は大きく、①全国町村議会議長会検討案方式、②類似団体等比較方式、③町職員平均給与比較方式、④積み上げ方式の4つがあるとされる。議会運営委員会では、これらに議会改革諮問会議の答申内容を含め、次の5つの算定方法を総合的に検討し選択したものである。

算定方法

区分	内容
全国町村議会 議長会検討案 方式	◆同じ公職職である町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長月額に乘じることにより試算する方式。 ○全国標準の考え方であり、正確なデータを用いることで論理的な説明ができる。二元代表制における町長との対等関係からも合理的である。
類似団体等比 較方式	◆類似団体等の比較により算出する方式。 ○従来の方法であり一定の理解は得られるが、客観的基準があるとは言えない。
町職員平均給 与比較方式	◆執行機関の職員の平均給与を標準として算出する方式。 ○公選で非常勤の議員と常勤の一般職員給与（給料・期末手当・扶養手当・寒冷地手当等を含む）を標準とすることの論理的な説明が困難。
積上方式	◆同じ公職職である町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長月額に乘じることにより試算する方式であるが、実際に議会及び議員活動日数を積み上げて平均化する方式。 乗じる給与をどうするかによって変動する。 ○議員活動日数には個々に差が生じる。

（1）全国町村議会議長会検討方式による算定

全国議長会が示す標準率

区分	標準率	計算式
議員	30% →236,100円 →236,000円	茅室町議会議員の議会活動日数55日+日常議員活動日数48日÷長の年間職務遂行日数330日=31.2%

(2) 類似団体等比較方式による算定

(単位:円)

区分	全道 D 区分平均(7 町村)	全国 D 区分平均(136 町村)
議 員	195,214	229,051
	195,000	229,000

(3) 町職員平均給与比較方式による算定の基礎資料

【芽室町職員の給与～H24 給与実態調査参考 (H23 年度実績)】 (単位:円)

区分	全体平均		52 歳～55 歳		56 歳～59 歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	314,200	388,300	392,100	509,000	402,100	464,200
	141 人		5 人		15 人	

H25 給与実態調査参考 (H24 年度実績)】 (単位:円)

区分	全体平均		52 歳～55 歳		56 歳～59 歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	305,000	375,000	392,000	468,400	398,900	466,800
	145 人		8 人		10 人	

H26 給与実態調査参考 (H25 年度実績)】 (単位:円)

区分	全体平均		52 歳～55 歳		56 歳～59 歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	312,600	378,700	382,600	450,400	400,000	457,900
	142 人		11 人		11 人	

3 年平均給与実態調査参考 (単位:円)

区分	全体平均		52 歳～55 歳		56 歳～59 歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	310,600	380,667	388,900	475,933	400,333	462,967
	310,000	380,000	388,000	475,000	400,000	462,000
	142.6		8 人		12 人	

※給与に含まれる手当～扶養手当・住宅手当・通勤手当・管理職手当・時間外手当

(4) 積上方式による算定

芽室町議会の標準率と仮算定

(単位:円)

区分	率	計算式	算定額
議 員	27.0%	(芽室町議会議員の公的活動日数 34 日+公的外活動日数 55 日) ÷長の年間 職務遂行日数 330 日 =27% 町長給与 $787,000 \times 27\% = 212,490$ 円	212,490 円

注 ①議員活動日数や町長職務遂行日数を精査し標準率を決定する。

芽室町議会の標準率と仮算定

(単位:円)

区分	率	計算式	算定額
議 員	27.0%	(芽室町議会議員の公的活動日数 34 日+公的外活動日数 55 日) ÷長の年間 職務遂行日数 330 日 =27% 町長・副町長給与平均 $724,000$ 円 × $27\% = 195,480$ 円 $183,780$ 円	195,480 円

町長 787,000 円 副町長 661,000 円 平均 724,000 円

(5) 積上方式による算定（諮問会議方式／2委員会移行）(1.1)

芽室町議会の標準率と仮算定

(単位:円)

区分	計算式	算定額
議 員	2委員会移行 1.1 $198,000 \times 1.1 = 217,800$	217,800 円

議会運営委員会では、上記の5つの算定方式を協議した結果、実際の議会運営活動を重視していることを理由に、(5)の「積上方式」を選択し、具体的な検討に入ったものである。

3 積上方式による具体的な算定計算

① 議会改革諮問会議の引上率を活用（常任委員会2委員会設置）

区分	率	計算式	算定額
議 員	年額 1. 1	諮問会議算定額： 年額 2,970,000 円 × 1.1 = 3,267,000 円 ・月額 204,000 円 (1.03) ・期末手当分 819,000 円 → 補正 (3.95) $= 805,800$ 円 年額 204,000 円 × 12 + 805,800 円 $= 3,253,800$ 円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">△13,200 円</div>	月額 204,000 円 期末手 805,800 円 年額 3,253,800 (引上率 1.096)

② 共済費影響額を考慮・活動量を重視

区分	率	計算式	算定額
議 員	月額 1. 0 3 期末 1. 1 0	諮問会議算定額： 年額 2,970,000 円 × 1.1 = 3,267,000 円 ・月額 204,000 円 (1.03) ・期末手当分 836,400 円 (4.10) 年額 204,000 円 × 12 + 836,400 円 $= 3,284,400$ 円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">+17,400 円</div>	月額 204,000 円 期末手 836,400 円 年額 3,284,400 (引上率 1.11)

③ 共済費影響額の考慮なし

区分	率	計算式	算定額
議 員	月額 1. 1 0 期末 1. 1 0	諮問会議算定額： 年額 2,970,000 円 × 1.1 = 3,267,000 円 ・月額 217,800 円 (1.10) ・期末手当分 889,700 円 (人勧 4.10) 年額 217,800 円 × 12 + 889,700 円 $= 3,503,300$ 円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">+236,300 円</div>	月額 217,800 円 期末手 889,700 円 年額 3,503,300 円 (引上率 1.18)

4 議員活動量の状況と今後の議員活動増加率（議員の年間活動時間の推計）
 （議会改革諮詢会議算定資料を引用）

平成 24 年度分 議員活動時間（公務外）の算定

単位 時:分

H24	本会議	協議会	予決算	委員会	議運委	議員会等	要望聴取	情報収集	計
計	156:30	13:36	61:00	37:48	9:45	17:30	41:42	25:12	362:45

平成 25 年度分 議員活動時間（公務外）の算定

単位 時:分

H25	本会議	協議会	予決算	委員会	議運委	議員会等	要望聴取	情報収集	計
計	171:45	39:12	51:53	80:08	18:00	44:04	49:00	36:34	490:36

$$362:45+490:36 \div 2 = 853:21 = 426:30 = 55 \text{ 日 } 15 \text{ 分} \text{ (公務外の 1 年間平均)}$$

平成 24 年度 議員活動量（公務）の算定

単位 時:分

H24	本会議	協議会	予決委	特別委	合同委	総務委	厚生委	経済委	議運委	研修	その他	計
計	56:43	34:22	0	0:06	6:52	37:25	52:11	42:56	74:39	30:00	44:51	249:45
$132:32 \div 3 = 44:11$											32:40	

単位 時:分

2 委	56:43	34:22	0	0:06	6:52	$44:11 \times 1.5 = 66:17$	74:39	30:00	44:51	313:50
-----	-------	-------	---	------	------	----------------------------	-------	-------	-------	--------

平成 25 年度 議員活動量（公務）の算定

単位 時:

H25	本会議	全 协	予決委	特別委	合同委	総務委	厚生委	経済委	議運委	研修	その他	計
計	40:47	23:36	19:34	41:56	4:34	47:28	41:50	44:36	67:36	18:43	63:39	287:01
$133:54 \div 3 = 44:38$											29:34	

単位 時:分

2 委	40:47	23:36	19:34	41:56	4:34	$44:38 \times 1.5 = 66:57$	29:34	18:43	63:39	309:20
-----	-------	-------	-------	-------	------	----------------------------	-------	-------	-------	--------

$$249:45+287:01 \div 2 = 268:23 = 34 \text{ 日 } 4:53 \text{ (公務の 1 年間平均)}$$

2 委員会とした場合

$$313:50+309:20 \div 2 = 311:35 \text{ (公務の 1 年間平均)}$$

5 月額報酬額と期末手当額のシミュレーション

現行

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	特別 加算	
D	茅室町	278,000 4,170,000	238,000 3,570,000	214,000 3,210,000	198,000 2,970,000	3.00	0	787,000

シミュレーション1 （期末手当 0.95 アップ（十勝平均率））

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	特別 加算	
D	茅室町	278,000 4,434,100	238,000 3,796,100	214,000 3,414,300	198,000 3,158,100	3.95	0	787,000

シミュレーション2 （期末手当 1.10 アップ）

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	特別 加算	
D	茅室町				198,000 3,187,800	4.10	0	787,000

シミュレーション3 （期末手当 0.95 アップ（十勝平均率）+報酬 210,000 円）

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	特別 加算	
D	茅室町				210,000 3,345,500	3.95	0	787,000

シミュレーション4 （期末手当 1.10 アップ+報酬 210,000 円）

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	特別 加算	
D	茅室町				210,000 3,381,000	4.10	0	787,000

6 共済費のシミュレーション

議員年金の財源である共済給付金の給付に要する費用は、地方議会議員の掛金、特別掛金および地方公共団体の給付費負担金並びにこれらの運用によって生ずる利息によって賄われていた。しかし、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、給付に要する費用は、法律によって地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされた。その負担額は現役議員の月額報酬額によって算定され、元議員に支給されている。

共済費の算定 (地方議会議員年金制度)

- ・月額×12か月×52.8／100×議員数＝
- ・期末手当には共済費が計上されない

共済費は、一般会計から支出することから、影響額を考慮するために報酬額をもとに期末手当から配分する方式を含めてシミュレーションを行ったものである。

これらのシミュレーションの結果、報酬月額の増額を避け、報酬年額から報酬月額を引いたものを期末手当分に加算することとした。なお、活動量の比率については、議会改革諮問会議が計算した1.1倍を用いた。

現行

人口段階区分	町村名	報酬月額等 (円、%)						町村長給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末手当	役職加算	
D	茅室町	278,000 4,170,000	238,000 3,570,000	214,000 3,210,000	198,000 2,970,000	3.00	0	787,000
	町長比率	0.353	0.302	0.272	0.251			1.000

↓

議運答申額

D	茅室町	306,000 4,926,600	244,000 3,928,400	224,000 3,606,400	204,000 3,284,400	4.10	0	787,000
---	-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------	---	---------

報酬・共済費等シミュレーション 1

シミュレーション	月額報酬額	共済費(52.8/100)	期末手当	総額（暫定 16 人）
現行 3.00				
期末 3.45 3 役と同率	198,000	105,600	3.00 → 594,000	67,795,200
			3.45 → 683,100	69,220,800
			3.95 → 782,100	70,804,800
			4.10 → 811,800	71,280,000
現行				
期末 3.45 3 役と同率	200,000	105,600	3.00 → 600,000	68,275,200
			3.45 → 690,000	69,715,200
			3.95 → 790,000	71,315,200
			4.10 → 820,000	71,795,200
現行				
期末 3.45 3 役と同率	202,000	105,600	3.00 → 606,000	68,755,200
			3.45 → 696,900	70,209,600
			3.95 → 797,900	71,825,600
			4.10 → 828,200	72,310,400
現行				
期末 3.45 3 役と同率	204,000	105,600	3.00 → 612,000	69,235,200
			3.45 → 703,800	70,704,000
			3.95 → 805,800	72,336,000
			4.10 → 836,400	72,825,600

シミュレーション	月額報酬額	共済費(52.8/100)	期末手当	総額(暫定 16人)
現行	206,000	110,880	3.00 → 618,000	70,728,960
期末 3 役と同率			3.45 → 710,700	72,212,160
期末 職員と同率			3.95 → 813,700	73,860,160
期末 H26 人勧			4.10 → 844,600	74,354,560
現行	208,000	110,880	3.00 → 624,000	71,208,960
期末 3 役と同率			3.45 → 717,600	72,706,560
期末 職員と同率			3.95 → 821,600	74,370,560
期末 H26 人勧			4.10 → 852,800	74,869,760
現行	210,000	110,880	3.00 → 630,000	71,688,960
期末 3 役と同率			3.45 → 724,500	73,200,960
期末 職員と同率			3.95 → 829,500	74,880,960
期末 H26 人勧			4.10 → 861,000	75,384,960
現行	諮詢会議 (1.1) 217,000	116,160	3.00 → 651,000	74,382,720
期末 3 役と同率			3.45 → 748,650	75,945,120
期末 職員と同率			3.95 → 857,150	77,681,120
期末 H26 人勧			4.10 → 889,700	78,201,920

シミュレーション	月額報酬額	共済費(52.8/100)	期末手当	総額（暫定 16 人）
諮問会議 諮問会議 答申(1.1)	272,000	142,560	0	79,595,520

シミュレーション	月額報酬額	共済費(52.8/100)	期末手当	総額(暫定 16 人)
現行	198,000	105,600	3.00 → 594,000	67,795,200
期末 3 役と同率			3.45 → 683,100	69,220,800
期末 職員と同率			3.95 → 782,100	70,804,800
期末 H26 人勧			4.10 → 811,800	71,280,000
現行	200,000	105,600	3.00-2000×12 → 576,000(2.88)	67,891,200
期末 3 役と同率			3.45-2000×12 → 666,000(3.33)	69,331,200
期末 職員と同率			3.95-2000×12 → 766,000(3.83)	70,931,200
期末 H26 人勧			4.10-2000×12 → 796,000(3.98)	71,411,200
現行	202,000	105,600	3.00-4000×12 → 558,000(2.76)	67,987,200
期末 3 役と同率			3.45-4000×12 → 648,900(3.21)	69,441,600
期末 職員と同率			3.95-4000×12 → 749,900(3.71)	71,057,600
期末 H26 人勧			4.10-4000×12 → 780,200(3.86)	71,542,400
現行	204,000	105,600	3.00-6000×12 → 540,000(2.64)	68,083,200
期末 3 役と同率			3.45-6000×12 → 631,800(3.10)	69,552,000
期末 職員と同率			3.95-6000×12 → 733,800(3.60)	71,184,000
期末 H26 人勧			4.10-6000×12 → 764,400(3.75)	71,673,600

シミュレーション	月額報酬額	共済費(52.8/100)	期末手当	総額(暫定 16人)
現行	206,000	110,880	3.00-8000×12 → 522,000(2.53)	69,192,960
期末 3 役と同率			3.45-8000×12 → 614,700(2.98)	70,676,160
期末 職員と同率			3.95-8000×12 → 717,700(3.48)	72,324,160
期末 H26 人勘			4.10-8000×12 → 748,600(3.63)	72,818,560
現行	208,000	110,880	3.00-10000×12 → 504,000(2.42)	69,288,960
期末 3 役と同率			3.45-10000×12 → 597,600(2.87)	70,786,560
期末 職員と同率			3.95-10000×12 → 701,600(3.37)	72,450,560
期末 H26 人勘			4.10-10000×12 → 732,800(3.52)	72,949,760
現行	210,000	110,880	3.00-12000×12 → 486,000(2.31)	69,384,960
期末 3 役と同率			3.45-12000×12 → 580,500(2.76)	70,896,960
期末 職員と同率			3.95-12000×12 → 685,500(3.26)	72,576,960
期末 H26 人勘			4.10-12000×12 → 717,000(3.41)	73,080,960
現行	217,000	116,160	3.00-19000×12 → 423,000(1.95)	70,734,720
期末 3 役と同率			3.45-19000×12 → 520,650(2.40)	72,297,120
期末 職員と同率			3.95-19000×12 → 629,150(2.90)	74,033,120
期末 H26 人勘			4.10-19000×12 → 661,700(3.05)	74,553,920

シミュレーション	月額報酬額	共済費(52.8/100)	期末手当	総額（暫定 16 人）
諮詢会議(1.1 倍)	272,000	142,560	0	79,595,520

議長・副議長・委員長報酬額の算定

1. 報酬標準額（率）の仮算定

(1) 全国町村議会議長会検討方式による仮算定

① 全国町村議長会では標準率を示していない。

(2) 類似団体等比較方式による仮算定

① 当町の議員報酬の変遷

年月日	報酬月額（円）				期末手当 (支給率)	町長給与	町長給与に対する比率(%)
	議長	副議長	委員長	議員			
H8.4.1	330,000	264,000	236,000	211,000	5.2	935,000	22.6
比率：議員	1.564	1.251	1.118	1.000	-	-	-
H17.4.1	278,000	238,000	214,000	198,000	3.0	795,000	24.9
比率：議員	1.404	1.202	1.081	1.000	-	-	-
H25.4.1	278,000	238,000	214,000	198,000	3.0	787,000	25.1
比率：議員	1.404	1.202	1.081	1.000	-	-	-
H26.5.1	X	X	X	204,000	4.1	787,000	25.9

② 議長・副議長・委員長報酬と議員報酬の比較(円)

区分	十勝管内 平均 (18町村)	道内平均	全道D区分 平均 (7町村)	全国平均	全国D区分 平均 (136町村)
議長	279,333.3	259,652.9	286,465.7	285,911	306,999
比率：議員	1.539	1.481	1.467	1.362	1.336
副議長	223,055.6	207,660.2	231,828.6	231,471	250,478
比率：議員	1.229	1.185	1.187	1.103	1.090
委員長	199,722.2	188,822.8	210,277.1	213,861	230,891
比率：議員	1.100	1.077	1.077	1.019	1.005
議員	181,500.0	175,273.9	195,225.7	209,854	229,738

③ 議長・副議長・委員長報酬と議員報酬シミュレーション

A 平均率設定

	議長	副議長	委員長	議員
報酬額	306,000	244,800	224,400	204,000
比率：議員	1.5	1.2	1.1	1.0
町長 報酬比率	0.389	0.311	0.285	0.259
補正	306,000	245,000 244,800 244,000	225,000 224,400 224,000	204,000
全国町村長 報酬比率	0.425	0.344	0.318	0.311
全国D 報酬比率	0.447	0.365	0.336	0.334
全道町村長 報酬比率	0.375	0.300	0.273	0.253
全道D 報酬比率	0.400	0.324	0.294	0.273
十勝町村長 報酬比率	0.397	0.291	0.259	0.235
全道最高	0.659	0.526	0.466	0.443
全道最少	0.291	0.239	0.273	0.253

参考：活動量（公務）

	議長	副議長	委員長	議員
比率：議員	4.825 倍	2.813 倍	2.331 倍	1.000 倍

現 行

人口 段階 区分	町村名	報酬月額等（円、%）						町村長 給与
		議長	副議長	委員長	議員	期末 手当	役職 加算	
D	芽室町	278,000 4,170,000	238,000 3,570,000	214,000 3,210,000	198,000 2,970,000	3.00	0	787,000
	町長比率	0.353	0.302	0.272	0.251			1.000

↓

議運答申額

D	芽室町	306,000 4,926,600	244,000 3,928,400	224,000 3,606,400	204,000 3,284,400	4.10	0	787,000
	町長比率	0.389	0.310	0.285	0.259			1.000

期末手当の支給月

期末手当の支給月及び支給率は町村によって全く異なる。
 本町議会は、平成25年5月から通年の会期制（通年議会）を導入しており、期末の概念については4月となる。
 したがって、4月に4・1か月分を支給するものである。

十勝管内の期末手当支給月等（平成25年7月1日現在）

人口 段階 区分	町村名	期末 手当率	報酬月額等（円、%）		
			12月 支給率	6月 支給率	役職 加算率
D	芽室町	3.00	2.0	1.0	0
E	音更町	3.95	1.975	1.975	0
E	幕別町	3.95	2.450	1.500	0
B	士幌町	3.95	3.950	0	0
B	鹿追町	4.25	2.050	1.575	0.15
B	新得町	4.10	2.175	1.925	0
B	清水町	4.45	3.050	1.400	0
B	広尾町	4.15	2.050	1.900	0
B	本別町	3.95	2.050	1.900	0
B	大樹町	3.95	2.050	1.900	0
A	陸別町	3.85	2.750	1.110	0
B	上士幌町	3.95	2.050	1.900	0.15
A	豊頃町	3.95	2.050	1.900	0.15
B	池田町	3.95	2.050	1.900	0
A	中札内村	3.90	2.050	1.850	0
B	足寄町	3.95	2.050	1.900	0
A	更別村	3.95	2.850	1.100	0
B	浦幌町	3.85	2.000	1.850	0
	十勝平均	3.95	2.31	1.59	

※足寄町はH26.4から、池田町はH27.5から改正。

※道内9町村で 12月 1回支給

議会運営委員会の答申内容

以上、議会運営委員会における議員報酬額等の答申内容については、次のとおりとする。

議員報酬額	・年額 3,284,400 円 (198,000 円 × 活動量増加率 1.03 × 12か月 + 836,400 円 = 3,284,400 円) ・月額 204,000 円 ・期末手当 836,400 円
議長報酬額	・年額 4,926,600 円 　・月額 306,000 円 ・期末手当額 1,254,600 円
副議長報酬額	・年額 3,928,400 円 　・月額 244,000 円 ・期末手当額 1,000,400 円
委員長報酬額	・年額 3,606,400 円 　・月額 224,000 円 ・期末手当額 918,400 円

議会活性化策について

- (1) 議会政策形成サイクルの確立と運用
 - (2) 議員間討議（自由討議）の推進
 - (3) 議会 I C T（情報通信技術）の推進
 - (4) 議会図書室の充実化
 - (5) 災害時における議会体制の確立（議会業務継続計画）
 - (6) 予算決算特別委員会の設置
- なお、政務活動費の導入、副委員長報酬の設定、予算決算常任委員会の設置については、議会活性化計画に盛り込み、協議を継続する。

芽室町議会基本条例の改正案について

- (1) 議決事項の拡大
第●条中 議決事項の拡大として、「役場庁舎建設基本計画」を追加する。

協議経過

平成 25 年 5 月 31 日	第 11 回全員協議会	議長が議会運営委員会に諮問した 6 項目の議員協議
平成 25 年 8 月 1 日	第 13 回全員協議会	議員定数及び議員報酬等
平成 25 年 8 月 23 日	第 27 回議会運営委員会	議会議員活動量調査
平成 25 年 8 月 29 日	第 14 回全員協議会	芽室町議会議員活動量調査概要
平成 25 年 9 月 3 日	第 28 回議会運営委員会	議会議員活動量調査
平成 25 年 10 月 11 日	第 18 回全員協議会	委員会数、議員定数、議員報酬、政務活動費
平成 25 年 11 月 25 日	第 38 回議会運営委員会	鹿追町議会所管事務調査の(政務活動費)
平成 25 年 12 月 6 日	議会運営委員会	鹿追町議会所管事務調査の(政務活動費)振り返り
平成 26 年 1 月 10 日	第 23 回全員協議会	常任委員会数、委員数、議員定数、議員報酬額、政務活動費
平成 26 年 6 月 24 日	第 3 回全員協議会	諮問会議答申内容提示
平成 26 年 7 月 14 日	第 4 回全員協議会	常任委員会数、委員数、議員定数、議員報酬額、政務活動費
平成 26 年 7 月 16 日	第 8 回議会運営委員会	常任委員会数、委員数、議員定数、議員報酬額、政務活動費
平成 26 年 7 月 25 日	第 9 回議会運営委員会	常任委員会数、委員数、議員定数
平成 26 年 8 月 4 日	第 10 回議会運営委員会	常任委員会数、委員数、議員定数
平成 26 年 8 月 22 日	第 11 回議会運営委員会	常任委員会数、委員数、議員定数
平成 26 年 8 月 29 日	第 5 回全員協議会	常任委員会数、委員数、議員定数
平成 26 年 9 月 5 日	第 12 回議会運営委員会	常任委員会数、委員数、議員定数
平成 26 年 9 月 19 日	第 13 回議会運営委員会	政務活動費
平成 26 年 9 月 26 日	第 6 回全員協議会	政務活動費
平成 26 年 9 月 29 日	第 14 回議会運営委員会	議員報酬
平成 26 年 10 月 3 日	第 15 回議会運営委員会	議員報酬
平成 26 年 10 月 8 日	第 16 回議会運営委員会	議員報酬
平成 26 年 10 月 23 日	第 17 回議会運営委員会	議員報酬
平成 26 年 10 月 23 日	第 7 回全員協議会	議員・議長・副議長・委員長報酬
平成 26 年 10 月 27 日	第 18 回議会運営委員会	議員・議長・副議長・委員長報酬
平成 26 年 10 月 30 日	第 8 回全員協議会	議員・議長・副議長・委員長報酬
平成 26 年 11 月 6 日	第 19 回議会運営委員会	議員・議長・副議長・委員長報酬

平成 26 年 11 月 17 日	第 20 回議会運営委員会	議員・議長・副議長・委員長報酬
平成 26 年 11 月 18 日	第 9 回全員協議会	議員・議長・副議長・委員長報酬
平成 26 年 11 月 21 日	第 21 回議会運営委員会	

議会第15号
平成25年5月2日

芽室町議会 議会運営委員会
委員長 小椋孝雄 様

芽室町議會議長 広瀬重雄

諮詢問書

「芽室町議会基本条例」及び「平成25年度芽室町議会活性化計画」に鑑み、
適正な議会運営の確立を期すため、次の事項について、議会運営委員会で協議・
検討の上、答申をいただきたく、ここに諮詢します。

記

- 1 芽室町議会議員定数について
- 2 芽室町議会委員会数等について
- 3 芽室町議会議員の議員報酬について
- 4 芽室町議会政務活動費について
- 5 芽室町議会の改革・活性化策について
- 6 議会基本条例の適宜改正について

今後のスケジュール案

11/7 団交（妥結）			
11/第2週 報酬等審議会			
11/16 フォーラムⅠ			
11/17 議運			
11/18 全協			
11/19 老ク・帯広市議会研修			
11/20			
11/21 議運・答申			
11/25 11月臨時会 全協？			
12/2 全協？			
	12 定初日 12月2日		
12/12 議会だより発行			
		12 定中間 12月16・ 17日	
			12 定最終日 12月24日